こ 監 第 196 号
令和７年９月 10 日

株式会社ライフらび　代表者　様
立場らびっと保育園　施設長　様

横浜市長　　山中　竹春

令和７年度家庭的保育事業等の一般指導監査結果について（通知）

日頃から、家庭的保育事業等の運営につきまして、御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、令和７年度一般指導監査の結果について、次のとおり通知します。

1　監査対象事業所
立場らびっと保育園

2　実施年月日
令和７年６月 12 日

3　指導監査結果
別紙「令和７年度　家庭的保育事業等指導監査結果」のとおり

4　必要となる対応について
指導監査結果に記載の区分ごとに必要な対応が異なります。区分を御確認の上、次の表に応じた対応をお願いします。

区分	対応事項
文書	改善を要すると認められた事項について記載しています。早急に改善を図るとともに、期日までに別添「令和７年度指導監査文書指摘事項改善報告書」に改善状況を記入の上、改善状況を確認できる書類等を添えて御提出ください。 なお、文書指摘事項の内容及び改善状況については、市のホームページに後日掲載しますので、御承知おきください。 【提出期限】　令和７年 10 月 17 日（金）まで 【提出先】　〒231－0005 横浜市中区本町６-50-10　横浜市こども青少年局監査課
口頭	改善を要すると認められた事項について記載していますので、改善のために必要な措置を講じてください。 なお、改善結果の報告は不要です。
助言	施設等の運営に資するものと考えられる事項を記載しています。対応を御検討ください。

担　当　　こども青少年局監査課
電　話　　０４５－６７１－４１９３
ＦＡＸ　　０４５－６６３－６６１１
e-mail　　kd-kodomokansa@city.yokohama.lg.jp

令和7年度　家庭的保育事業等指導監査結果

（施設名）　立場らびっと保育園

※指導根拠となる法令等の略称については、別紙の一覧表からご確認ください。

No.	区分	改善又は是正を要する事項	根拠法令等
1	口頭	給食の脂質のエネルギーに占める割合が、食事摂取基準における目標量20～30%に対して過剰だった。 エネルギー産生栄養素バランスが適正になるよう献立を作成すること。	家庭的等認可基準条例第15条 食事の提供援助及び指導 食事計画について
2	助言	消火訓練について、毎月実施しているとのことだったが記録がない月が確認された。 実施した内容を具体的に記録すること。	家庭的等認可基準条例第７条
3			
4			
5			
6			
7			
8			